資料－２

第10回　維持管理・環境管理専門委員会

2015年10月5日

公園化について

1．公園の分類

○公園は、「営造物公園」と「地域制定公園」に大別されます。
○「営造物公園」：国又は地方公共団体が土地の権限を取得して管理します。
○「地域制定公園」：国又は地方公共団体が土地の権限に関係なく指定して管理します。
○公園に関する法律は「環境省設置法」、「都市公園法」、「自然公園法」の３つがあり、それぞれの目的に準じて公園化がなされます。

■公園の分類

一般に『公園』と呼ばれるものは，『営造物公園』と『地域制公園』とに大別されます。

営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表され，国又は地方公共団体が一定区域内の土地の**権限**を取得し，目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物です。地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表され，国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく，その区域を公園として指定し土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とします。

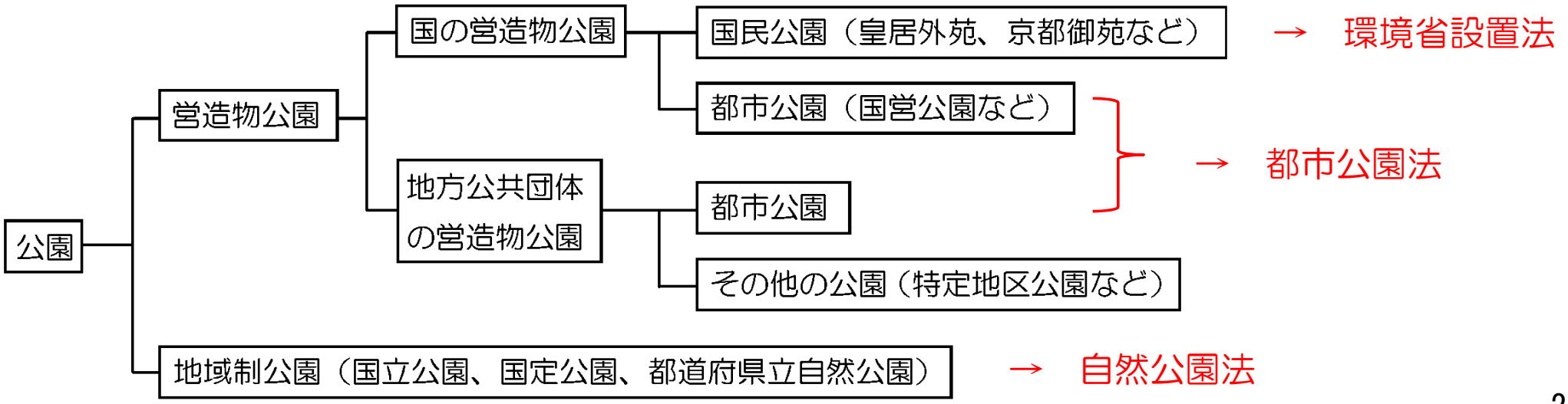

1．公園の分類

○国民公園は、皇居外苑、京都御苑、新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑の４つだけで、荒川太郎右衛門地区の公園化には関係しません。

国民公園

環境省設置法の抜粋（環境省を設置するための法律）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節　環境省の設置

（設置）

第二条　国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項 の規定に基づいて、環境省を設置する。

第二節　環境省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条　環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四条　環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

途中略

十五　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。

以下略

1．公園の分類

○「自然公園法」では、「傑出」という条件が必要ですが、荒川太郎右衛門地区には、そこまでの風景がなく、指定は難しいと考えられます。

国立公園・国定公園・都道府県立自然公園

国立・国定・都道府県立自然公園の違い

国立公園

指定する者	環境大臣
指定の要件	同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること
根拠となる法律	自然公園法
行政的管理責任者	環境省

国定公園

指定する者	環境大臣
指定の要件	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること
根拠となる法律	自然公園法
行政的管理責任者	都道府県

都道府県立自然公園

指定する者	都道府県知事
指定の要件	都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること
根拠となる法律	都道府県条例
行政的管理責任者	都道府県

傑出という要件に該当しない

1．公園の分類

○「都市公園」には様々な種別があり、その中で、住環境に関するものは荒川太郎右衛門地区の自然再生の主旨とは一致しません。

都市公園　都市公園法

都市公園は，住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで，様々な規模，種類のものがあり，その機能，目的，利用対象等によって①住区基幹公園（街区公園，近隣公園，地区公園），②都市基幹公園（総合公園，運動公園），③大規模公園（広域公園，レクリエーション都市），④国営公園，⑤特殊公園，⑥緩衝緑地，⑦都市緑地，⑧緑道，⑨都市林，⑩広場公園に区分されます。

主旨が異なる

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250m の範囲内で１箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり１箇所を誘致距離 500m の範囲内で１箇所当たり面積２ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離１km の範囲内で１箇所当たり面積４ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は，面積４ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で，地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし，総合的な都市計画に基づき，自然環境の良好な地域を主体に，大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり，大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に，全体規模 1000ha を標準として配置する。

1．公園の分類

○「都市公園」の中では「国営公園」と「都市林」が候補になると考えられます。

都市公園 | 都市公園法 つづき

候補 国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては，１箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては，その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園等特殊な公園で，その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染，騒音，振動，悪臭等の公害防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で，公害，災害発生源地域と住居地域，商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害，災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善，都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり，１箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し，既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保，都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として，公園，学校，ショッピングセンター，駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
候補 都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において，その自然的環境の保護，保全，自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し，必要に応じて自然観察，散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設，都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

主旨が異なる

主旨が異なる

１．公園の分類

○「国営公園」は都道府県を超える場合が基本ですが、荒川太郎右衛門地区は越えていません。
○また、埼玉県には既に１つあり、関東でも４つあるため、新たな国営公園の設置は難しいと考えられます。
○そのため、候補は都市公園の都市林のみになると考えられます。

都市公園　国営公園

日本の国営公園

関東には４つの国営公園がある。

埼玉県には１つ。

出典：国土交通省ＨＰ

1．公園の分類

参考：都市公園法による設置基準について

国営公園の種類

国営公園はその設置の趣旨から次の二つの種類に分けられます。
(都市公園法第2条第1項第2号)

(イ) 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地。(ロに該当するものを除く)(イ号国営公園)

(ロ) 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。(ロ号国営公園)

国営公園の整備及び維持管理

国営公園の整備及び維持管理は、国土交通省の地方整備局等(北海道では北海道開発局、沖縄では内閣府沖縄総合事務局)が行っています。

国営公園の設置基準

イ号国営公園については、配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準が定められています。

出典：国土交通省ＨＰ

(都市公園法第3条第3項)

基準 / 区分	配置	規模
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	大規模な災害により国民経済上、重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること。	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。
国が設置するその他の都市公園	一般の交通機関による到達距離が二百キロメートルを越えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね三百ヘクタール以上とすること。

基準 / 区分	位置及び区域の選定	公園施設の整備
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備すること。
国が設置するその他の都市公園	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるように公園施設を整備すること。

1．公園の分類

○「都市公園」の中の「都市林」は、法律上の主旨からみて、公園化としての可能性があります。

都市公園	都市林

1．都市林の法的位置付け及び概念

「都市林」は、平成 5 年の都市公園法施行令の改正により新たに種別に加えられた都市公園である。「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」として、都市公園にその種別が加えられた社会的な背景は、都市化の進展、国土・都市構造の変化、高齢化の進展、国民の余暇ニーズの多様化・高度化、地球的規模での環境問題の顕在化等があり、これらの社会的な変化に公園緑地が的確に対応するため、都市計画中央審議会の答申（平成 4 年 12 月）において都市公園制度の見直しの具体的方向が示されたことによる。

なお、動植物など自然資源の保護を目的とする類似の公園として自然公園法に基づく自然公園がある。都市公園の場合、都市計画区域内に設置されること、用地を国又は地方公共団体が取得して設置し管理する点が自然公園と大きく異なる。

平成２４年改正でもこの部分は残っている。

『都市林』とは、平成５年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園を示す。

（都市公園施行令第２条より）

都市林の法律上の意義

「新しい時代に向けた新たな都市公園の整備を推進するため、例えば都市林等大規模な都市緑地の拡充強化、広場的機能を有する公園種別の新設等新しい時代に対応した都市公園体系を構築するため、公園種別や設置基準について見直しを行うこととすべきである。」

都市計画中央審議会の答申（平成 4 年 12 月）（抜粋）

1．公園の分類

都市公園	都市林

●「樹林地等」とは

・樹林地を中心とし、当該樹林地の周辺で当該樹林地を補完する土地を含むこととする意味であり、農地は含まれない。

●「主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」とは

・都市でまだ自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等における、野生動物の保護、都市気候の改善を目的とした都市公園をいうものであり、都市の生活環境を維持、向上させるという機能の発揮を目的としたものである。「都市林」と通称されている。

●「都市林」は、動植物の保護を直接の目的とした大都市公園か

・あくまで「樹林地等の保護」を目的とするものであって「動植物の保護」を直接の目的とするものではない。現存する樹林地等あるいは新たに創設された樹林地等を保護することにより、結果として当該樹林地等が動植物の生息地又は生育地という属性を持つということを表す。

●都市林の整備イメージ

・現存する樹林等を中心として整備する場合もあれば、新たに草木を植え、樹林地等を創設して整備する場合もある。

（「改正　都市公園制度Q&A」（建設省都市局公園緑地課監修、公園緑地行政研究（株）ぎょうせい平成５年発行）より抜粋整理）

都市林に関する規定に用いられている用語等の意味

2．川島都市林についての川島町議会議事録

〇川島町の議会録（平成１６年１２月）によると、川島都市林は休止として取り扱われています。

川島町議会録【　平成１６年　１２月　定例会（第４回）-12月14日ー03号　】

◆１０番（鈴木久雄君）　10番、鈴木でございます。

――　略　――

平成15年３月議会において一般質問をしました荒川河川防災ステーションは、その後どうなっておるのかお伺いいたします。

――　略　――

◎町長（高田康男君）

　それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず防災対策についてでございますが、ご質問にもございましたように、ことしは例年になく多くの台風が日本列島に上陸し、各地に大きな被害をもたらしたところでございますが、町の被害状況につきましては、台風22号の際に床下浸水が１棟、道路冠水が５カ所、台風23号の接近時に床下浸水が１棟発生しております。また、10月23日の夕方に発生した新潟県中越地震での被害状況ですが、本町は震度３で、幸いにして被害を受けたという報告はいただいておりません。

　町ではこのような自然災害等に対応するために、地域防災計画や水防計画を作成しております。いずれの計画におきましても、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、避難や立ち退きの勧告基準、周知方法や避難場所等について定めております。災害弱者に対する対応につきましても、地域防災計画の災害予防計画や災害復旧対策計画を定め、通常時の対策と災害時での援助、救援ができるよう努めてまいります。

　また、荒川河川防災ステーションの計画についてですが、荒川河川防災ステーションの施設は、地元自治体が建設することになっております。

　この地元自治体で建設する施設については、荒川河川区域に計画された県の公園である（仮称）川島都市林の管理施設を当てる計画を進めておりましたが、（仮称）川島都市林が休止となった現在、町単独でステーション施設を整備することは財政的にできないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

２．川島都市林についての川島町議会議事録

○川島町の議会録（平成１６年１２月）によると、国が整備する防災ステーションの上部施設を、県営の川島都市林の整備と一体的に整備することで町の負担の軽減を図ることとなっていたが、川島都市林が休止になったため、町での設置は難しいとの答弁がなされています。

川島町議会録【　平成１６年　１２月　定例会（第４回）-12月14日－03号　】

◆１０番（鈴木久雄君）　10番、鈴木でございます。

――　略　――

平成15年３月議会において一般質問をしました荒川河川防災ステーションは、その後どうなっておるのかお伺いいたします。

――　略　――

◎都市計画課長（遠山洋君）

それでは、私の方につきましては、荒川河川防災ステーションの関係でお答えを申し上げたいと思います。
町長の方からもご答弁申し上げましたけれども、河川防災ステーションというのはご案内のとおり、洪水時の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動の拠点となる施設ということで、所管が国土交通省に当たります。
この事業につきましては、用地工事等につきましては国の方で行うけれども、上部の施設については自治体で行うということで、この上部の施設というのは、通常の場合については、公民館なり、あるいは体育館等、自治体が使っていいですよと。災害のときについては、その関係者がそこに入れるだけの一定の広さが必要だということで、一般的には小学校体育館程度のものが必要かなというふうには考えてございます。

以前にも鈴木議員さんのご質問でお答えしたとおり、川島でもこの施設の誘致ということを考えておりましたけれども、上部施設の費用の関係で、当時仮称でございますけれども、県営の事業でございました川島都市林の整備計画がございました。それに基づいて、この都市林の管理施設と一体的に整備をするということで、建設地として整備をしたいということで考えておりましたけれども、今現在、県の（仮称）川島都市林の整備計画が休止という状況になっております。
そういうことになりますと、この河川防災ステーションを誘致いたしますと、上部施設を町単独で投資するという状況になります。先ほども町長がお答えしたとおり、今現在の川島町の財政状況では非常に困難があるということでご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3．第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）

○第５次川島町総合振興計画（Ｈ２５一部改正）では、荒川太郎右衛門地区は「公園・緑地系地域」となっています。

関連部分の抜粋

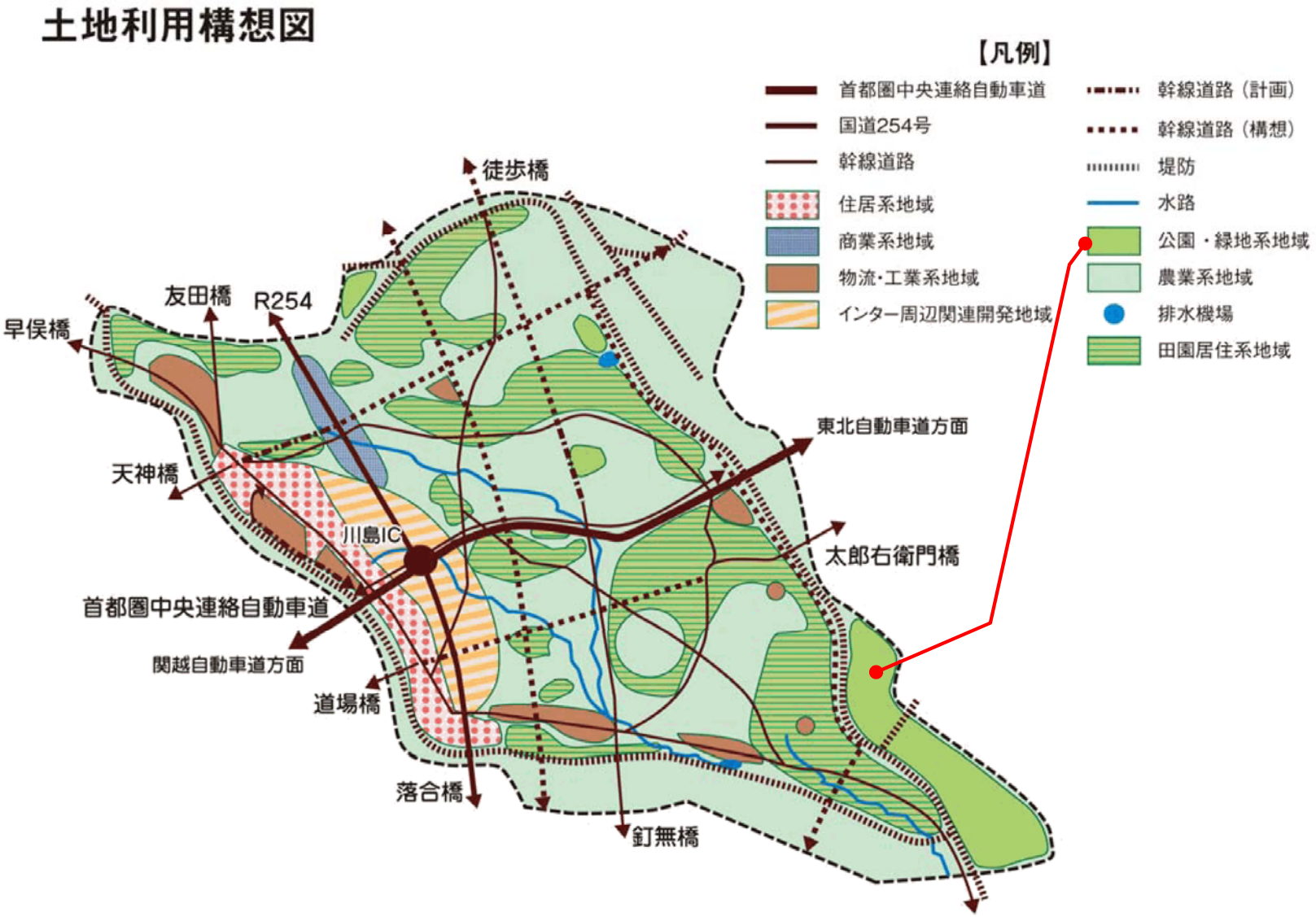

3．第5次川島町総合振興計画（H25一部改正）

○第５次川島町総合振興計画（Ｈ２５一部改正）では、河川敷の緑の保全が示されています。

関連部分の抜粋

第3節 公園・緑地の整備

◆現状と課題

町内にある公園は、季節に即した草木の管理を行うことにより、町民に親しまれる場として活用されています。今後も、公園が町民の活動の場や憩いの場の中心としての役割を持つよう、町民との協働による花いっぱい運動や緑地の保全活動の推進、遊具などの設備の老朽化に伴う設備更新を計画的に行う必要があります。また、子どもの遊び場として集落内の公園の整備が望まれていることから、計画的な公園整備が必要となっています。さらに、農業用貯水池や安藤川周辺の桜を活用した散策路としての緑地整備を計画的に行い、新たなまちの観光資源とすることも必要です。

緑地の保全については、川島インター産業団地において、屋敷林をイメージした緑地帯を整備するなど、緑の保全を進めています。しかし、宅地開発により屋敷林を伐採する傾向にあり、十分な保全対策がとられていないため、既存集落内の屋敷林を保全することが必要となっています。

緑化の推進にあたっては、埼玉県の緑化条例や地域住民との協力により、緑化の普及に努めています。現在は個別の要綱や計画等により緑化を推進していますが、まちの緑化を総合的、体系的に進めるため、統一した計画やルールづくりが求められます。

◆施策の基本方針

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理の仕組みを構築します。

◆施策の体系

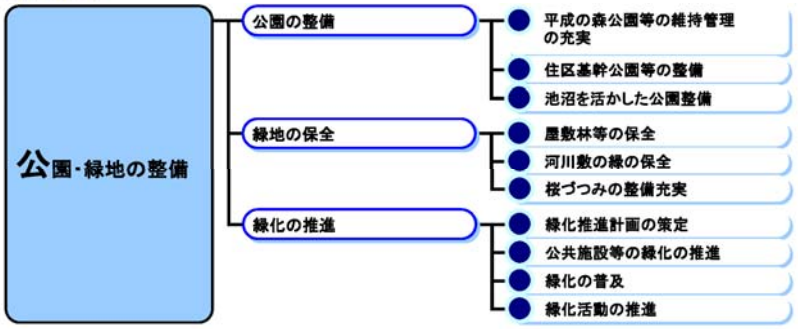

◆基本施策の展開

1 公園の整備

（1）平成の森公園等の維持管理の充実

平成の森公園等については、計画的な維持管理の充実に努めるとともに、遊具などの安全対策を進め、利用促進を図ります。

また、バラの小径については、適正な管理を実施し、その維持に努めます。

（2）住区基幹公園*等の整備

身近な生活圏における街区公園、近隣公園などの計画的な整備を進めます。

また、公園の適正配置に努めます。

（3）池沼を活かした公園整備

本町の特色ある公園として、梅ノ木貯水池など池沼を活かした公園の整備を進めます。

2 緑地の保全

（1）屋敷林等の保全

屋敷林などは、本町の特徴ある農村景観を形成する要素となっているため、「ふるさとの森」、屋敷林、生け垣などの保全に努めます。

また、保存樹木の保全対策を図ります。

（2）河川敷の緑の保全

四方を囲む河川を中心に、自然の生態系を保存する国土交通省による荒川太郎右衛門地区自然再生事業などの普及啓発及び促進を図り、豊かな緑の保全に努めます。

また、ごみの野焼きや不法投棄などの監視を強化し、河川環境の保全に努めます。

（3）桜づつみの整備充実

幹線道路の整備事業と連携し、安藤川沿いへの桜の植樹を継続するとともに、道路事業完了後には公園の整備を図ります。

また、既存の桜づつみについては適正な維持管理に努めます。

3 緑化の推進

（1）緑化推進計画の策定

総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画を策定し、質の高い緑豊かなまちづくりを図ります。

また、この計画を基本に、水と緑のネットワークづくりや地域による自主管理ルールの確立などを図ります。

（2）公共施設等の緑化の推進

公共施設の整備時には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び町の開発指導要綱に基づき、緑化率の最大限の確保を図ります。

また、公共工事などに際しては、樹木保全などのルール化を進め、貴重な緑の保全を図ります。

住区基幹公園…都市計画区域内に整備される身近な公園のこと。街区公園や近隣公園、地区公園等をいう

4．輪中の郷　環境総合計画（H27）

○輪中の郷　環境総合計画（H27）では、荒川太郎右衛門地区自然再生事業が計画の中に示されています。

関連部分の抜粋

【 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の概要 】

「荒川太郎右衛門地区自然再生事業」が対象とする自然再生地は、荒川中流域において良好な湿地環境が残っている太郎右衛門橋の下流約 4km の区間であり、本町の河川敷も対象区域に含まれています。

事業の対象区域は、河畔林等の自然環境が残された地区です。特に、旧流路とその周辺には、ハンノキ林やエキサイゼリ等の貴重な植物が分布している他、オオタカ（鳥類）、メダカ（淡水魚類）、ミドリシジミ（昆虫類）等の貴重な動物の生息が確認されています。

このように、対象区域には豊かな自然環境が残されていますが、住宅地や農地としての利用の増加などに伴い、自然環境が減少しています。また、湿地環境の減少や樹木の高木・壮齢樹化が進んでいることも、本来の自然環境を残す上で課題となっています。

対象区域で自然再生事業を行うことは、本来の自然環境を保全し、生物多様性をさらに高めることに加え、周辺地域の住民に「自然とふれあう機会」の場を創出することで、多くの人に荒川の環境や周辺の魅力を伝えることを可能にするものです。

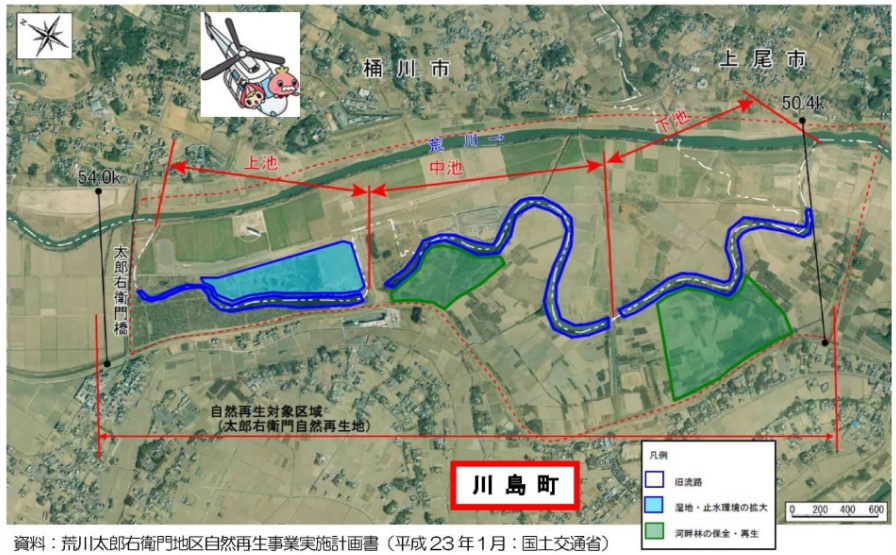

資料：荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画書（平成23年1月：国土交通省）

事業の対象区域の土地利用状況をみると、畑地が30%、水田が13%、人工地が19%であり、これらの人工的に利用されているエリアが６割以上を占めています。

これに対し、自然が残されているエリアとしては、草地が19%、樹林地が11%、開放水面が8%となっています。

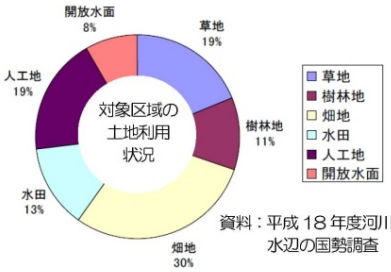

資料：平成18年度河川水辺の国勢調査

5．桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の「緑の格子づくり」では、荒川太郎右衛門地区は生態系保全のための緑地整備地区として位置づけられています。

関連部分の抜粋

桶川市緑のまちづくり基本計画改訂版

平成 25 年 3 月
桶　川　市

第９図　河川と道路による「緑の格子」づくり

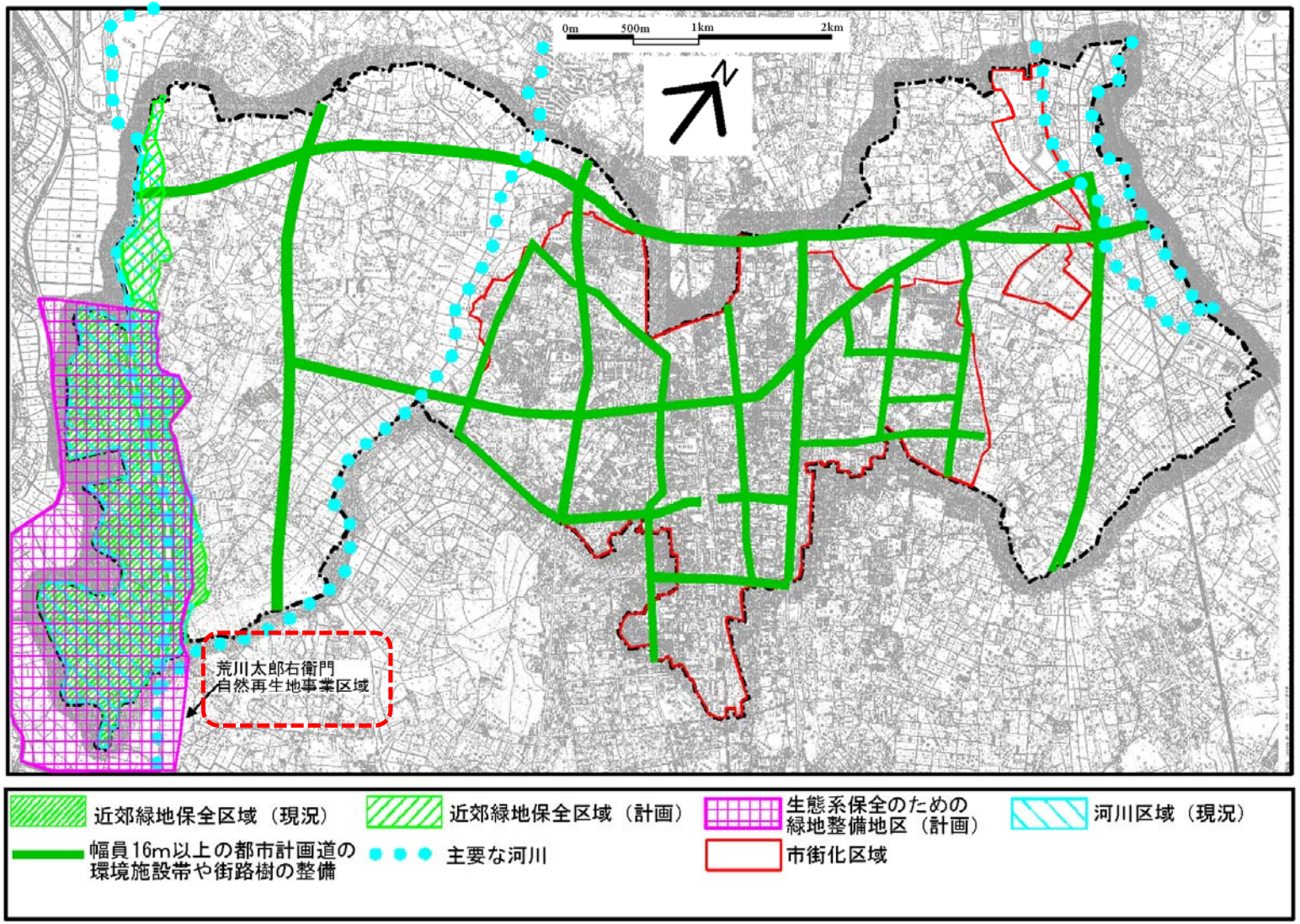

5．桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の公園緑地などの創造と活用では、荒川太郎右衛門地区は旧流路の左岸側が「広域レクリエーション需要に対応する公園緑地等（既存）」として位置づけられています。

関連部分の抜粋

第 11 図　多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地などの創造と活用

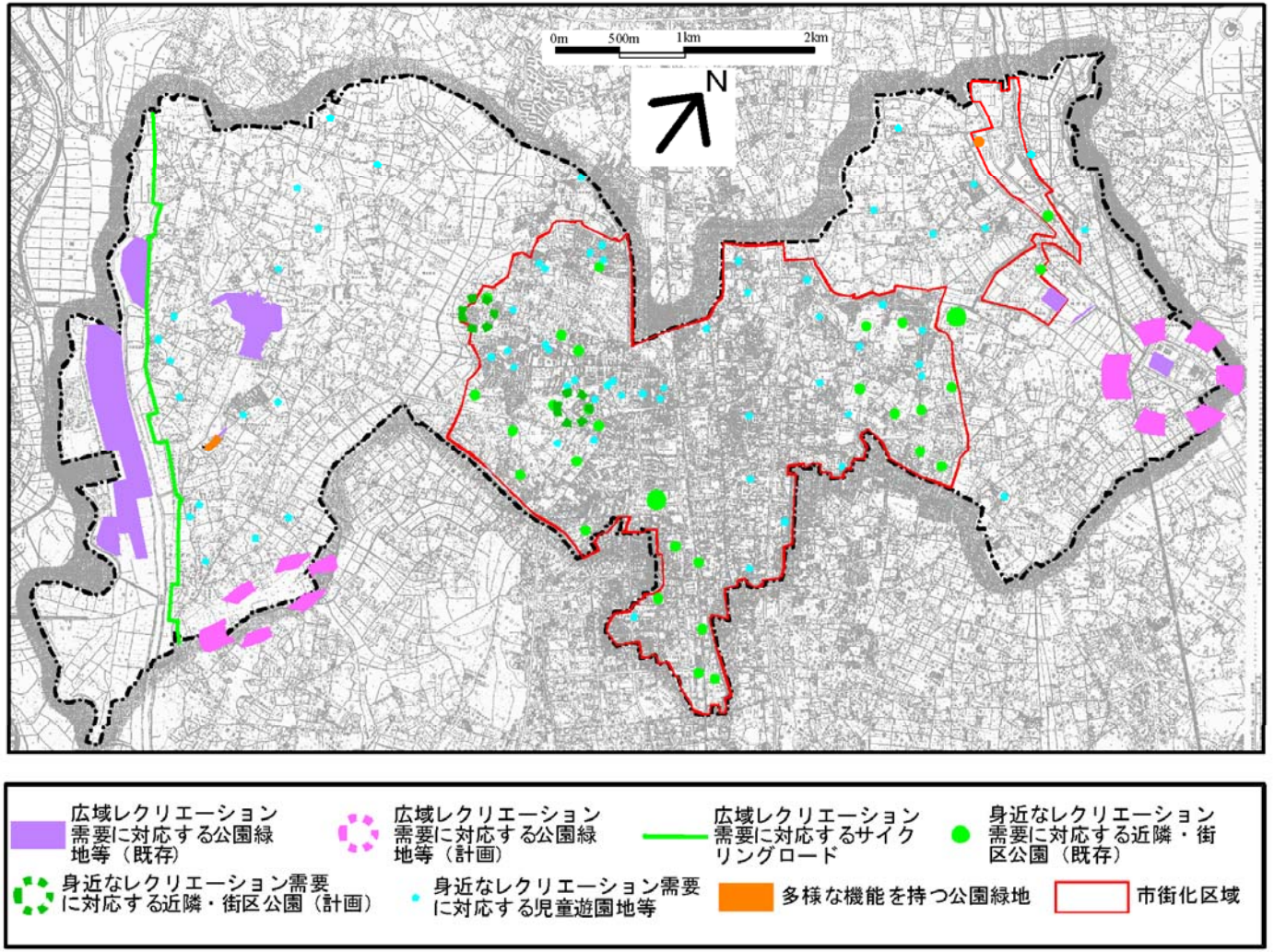

5．桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）

○桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（H25）の「生き物の回廊の形成」では、荒川太郎右衛門地区は「河川沿いの大規模ビオトープとして位置づけられています。」

関連部分の抜粋

第 12 図　「公共空間の緑」による「生き物の回廊」の形成

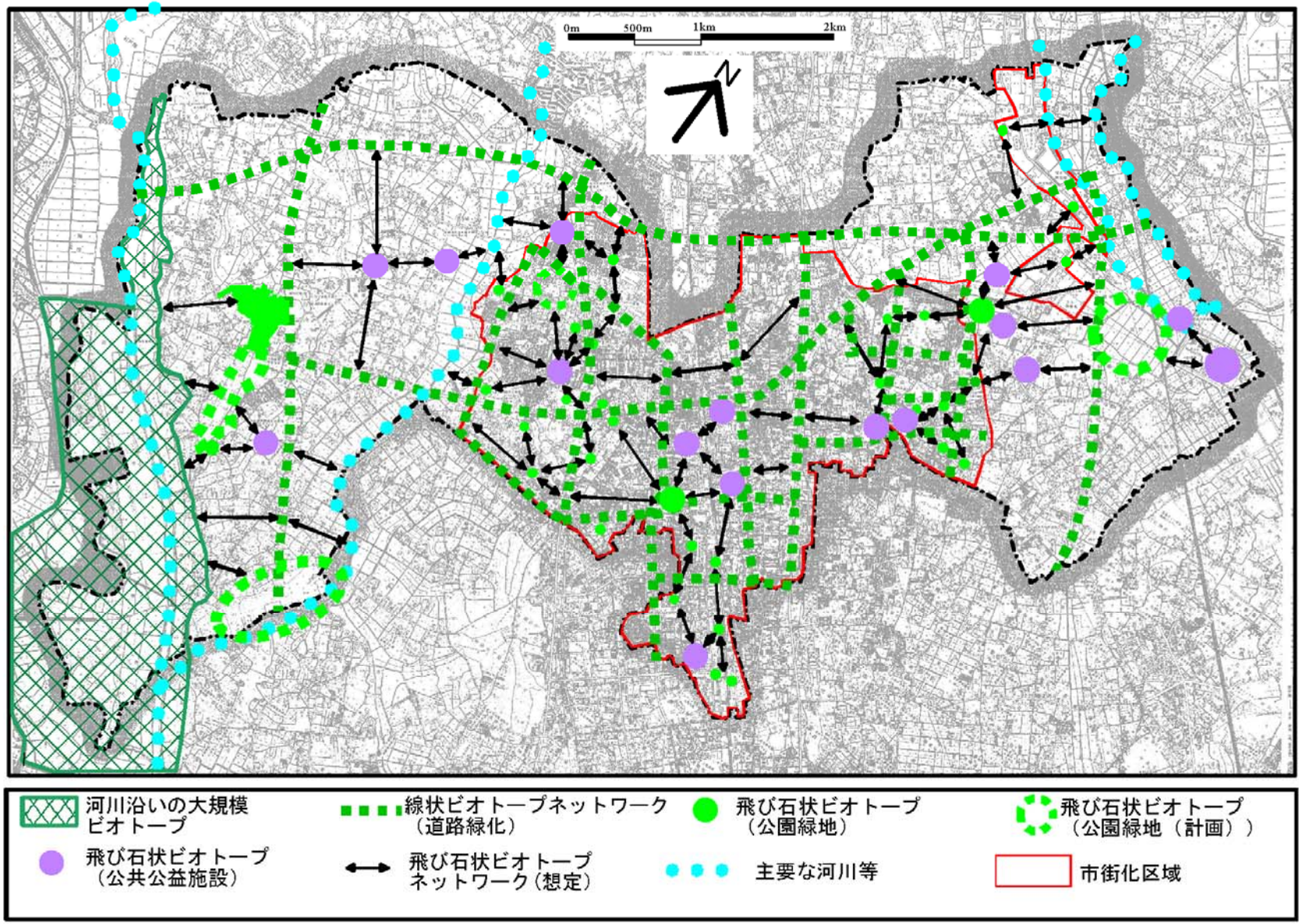

6．上尾市総合計画（H23）

関連部分の抜粋

○上尾市総合計画（Ｈ２３）では、荒川太郎右衛門地区は「緑の拠点」として位置づけられています。

（３）土地利用構想

本市の今後の土地利用は、各機能の効率的、集約的な配置により、市街地の拡大をできる限り抑制し、自然や田園環境を保全しながら調和のとれた都市空間の形成を目指します。土地利用構想を以下のように定めます。

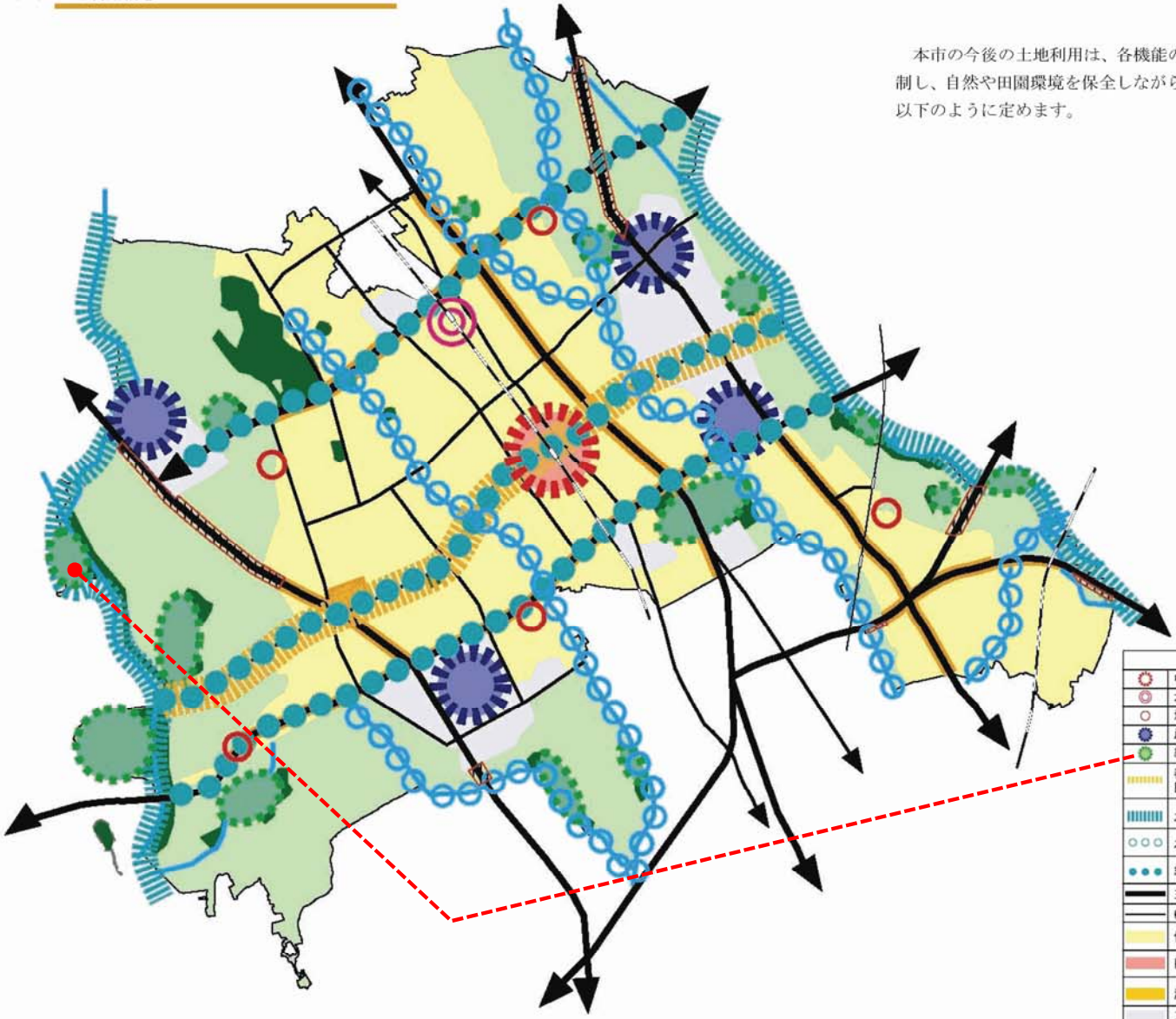

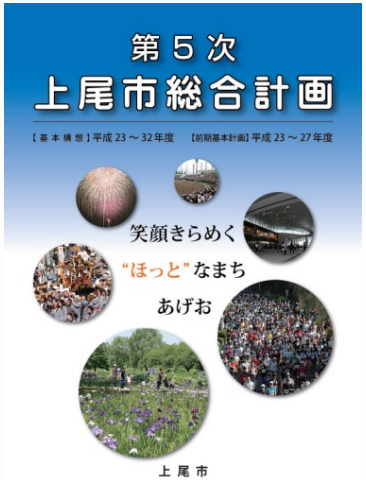

凡例		説明
○	中央拠点	商業・業務、医療や公共サービスなどの多様な機能が集積された拠点
○	北部拠点	身近な商業・公共サービスなどの一定の機能が集積された拠点
○	地域拠点	地域における行政サービスや福祉サービス、生涯学習、地域活動などの拠点
○	産業拠点	様々な工場が集積する拠点
○	緑の拠点	地域の潤いの源となる緑が集積する拠点
	都市と自然の回遊軸	上尾駅を中心に、西は上尾丸山公園及び荒川、東は平塚公園及び原市沼川を結び、周辺と一体となった上尾を代表する街路景観を創出し、歩行者や自転車にとって安全で快適な空間のある道路
	水と緑の帯	市の自然環境の根幹をなす、荒川や江川周辺一帯、及び綾瀬川、原市沼川周辺一帯
○○○	水と緑の脈	「水と緑の帯」から市の内部に自然の活力を送る主要な軸線である鴨川、芝川、浅間川、及び見沼代用水
●●●	緑の脈	緑豊かな生活空間の充実を担う緑の脈としての、県道上尾久喜線、上尾蓮田線、川越上尾線及び市道上尾平方線の沿道
	主要幹線道路	国道や県道など都市間交通を受け持ち、広域的な交通需要に対応するための道路
	幹線道路	主要幹線道路及び主要交通発生源を結ぶ都市の骨格を形成する道路
	住居ゾーン	望ましい市街地の形成を誘導し、水辺や緑を活かした潤いとゆとりを合わせ持った質の高い都市空間
	商業ゾーン	商業・業務や公共サービスなどの多様な機能を集積した賑わいのある複合的な都市空間
	沿道ゾーン	商業・業務・物流機能などの立地を誘導する、国道１６号線、１７号線及び上尾道路、県道上尾久喜線、原市川越線、第二産業道路等の沿道
	工業ゾーン	周辺環境に配慮された工業地、及び良好な操業環境と住環境の共存を図る都市空間
	田園保全・活用ゾーン	農地や河川、樹林地を含めた豊かな自然環境を保全するとともに、生活環境との調和を図り市街化を抑制すべき区域
	特定流通業務施設ゾーン	開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域内の主要幹線道路沿道において、特定の流通業務施設の確保を目的とした開発行為が認められる区域

6. 上尾市総合計画（H23）

関連部分の抜粋

河川に関する記載

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-1. 景観形成とみどりの創出	4-1-1. 景観・みどり・自然

☞環境政策課・まちづくり計画課・みどり公園課・教育総務部総務課・農業委員会事務局

現況と課題

- 美しい都市づくりは、都市における質の向上につながります。また、市街地や水辺・屋敷林等の自然空間の保全や創出など、上尾らしい景観形成が望まれています。そのため、市民・事業者・行政の協働のもと、景観条例の制定や景観行政団体※への移行を実現し、一定の規制誘導を図ることが課題です。 ☞施策1）へ
- 緑の保全や創出は、ヒートアイランド現象※を緩和するなど、地球環境問題の解決に資するひとつの方策としても有効と考えられています。しかし、近年市街地における生産緑地の減少や農村部における農用地の土地利用転換による緑の喪失が問題となっております。このため、今後は緑の再生や保全を積極的に進める必要があります。 ☞施策2）・3）・4）・5）へ
- 平成21年度末現在の市全域における緑地率は29.0%となっておりますが、緑を都市空間に必要不可欠なものとして後世に引き継ぐためには、保全だけでなく再生も視野に入れた持続可能な緑づくりが求められています。また、平成17年度に「上尾市緑のアクションプログラム※」を策定しましたが、計画の実効性をより高めるため、今後、分析を加えながら進行管理を強化する必要があります。 ☞施策2）・3）・4）・5）へ
- 社会教育・環境教育の中で、緑の役割を理解し、その大切さを認識できる機会をできるだけ多く設け、意識の向上を図る必要があります。 ☞施策6）へ

関連計画

上尾市緑の基本計画（平成12～32年）
上尾市都市計画マスタープラン2010（平成23～42年度）

上尾丸山公園

▼

基本方針

美しく快適な環境づくりを目指し、良好な市街地景観の保全・形成に努めるとともに、「骨格となる緑」、「地区の拠点となる緑」、「身近な緑」を整備するとともに、これらを結ぶ緑のネットワークの形成を進め、地域特性に応じた緑の保全、新たな緑の創出を図ります。公園・緑地等の整備や維持管理は、協働による体制を構築し、緑化推進に対しても積極的な意識を育てていきます。

▼

施策内容

1）良好な市街地景観の保全及び形成	●地区計画や建築協定による緑化を推進し、良好な景観形成に努めます。
2）骨格となる緑づくり	●大規模な公園に生物生息の場を整備し、自然と触れ合える拠点の創出を図ります。 ●大規模な公園や「ふるさとの緑の景観地※」等、骨格となる緑地と河川及び周辺の低地、湿地、民有地などの一団となった樹林地と連続性のあるネットワーク（緑の回遊路）形成を行います。
3）地区の拠点となる緑づくり	●地区の緑の拠点となる公園・広場を、スポーツなど地域のコミュニティ活動の場として、また、災害時の緊急避難場所として多目的な機能を持つよう、整備の充実を図ります。 ●地区の貴重な緑である生産緑地の保全に努めます。また遊休農地に対する規制誘導を行う一方で、市民農園などの利活用に努めます。 ●上尾駅周辺部における新たな緑の創出を図ります。
4）身近な緑づくり	●街区公園※や近隣公園※などの身近な公園は、均衡配置に努めながら地域特性に応じた独自の整備、管理を進めていきます。 ●新たなふれあいの森や保存樹林・保存樹木などの指定に努め、豊かな緑の創出を図ります。
5）緑を守り育てる仕組みづくり	●公園・緑地などの整備から維持管理までの緑づくりに市民・事業者・行政が一体となって取り組み、持続可能な体制・仕組みを構築します。 ●みどりの基金※の充実を図り、自然環境の保全、公園・広場の用地取得、ふれあいの森や保存樹林などの助成に活用します。
6）緑の意識啓発	●市民や事業者が緑への関心や愛着を持ち、緑化推進に対し積極的に取り組めるよう、環境教育等の学習機会の提供など、新たな仕組みを構築します。 ●児童生徒に対する環境教育の一環として、緑の重要性を体感できるような取り組みを進めます。

▼

主な事業

事業名	協働事業	事業名	協働事業
ふるさとの緑の景観地保全事業	○	（仮称）平方運動公園都市計画決定事業	
（仮称）戸崎東部公園整備事業	○	ふれあいの森整備事業	○
公共施設緑化推進事業		緑のカーテン整備事業	
（仮称）瓦葺コミュニティ整備事業		景観計画運用事業	

用語 景観行政団体／ヒートアイランド現象／上尾市緑のアクションプログラム／ふるさとの緑の景観地／街区公園／近隣公園／みどりの基金 ⇒用語解説（P160～P173）へ

7．埼玉県総合計画（H23）

関連部分の抜粋

○埼玉県総合計画（Ｈ２３）では、「みどりと川を再生し自然と共存する」、「みどりの再生」、「生物多様性保全の推進」が記載されています。

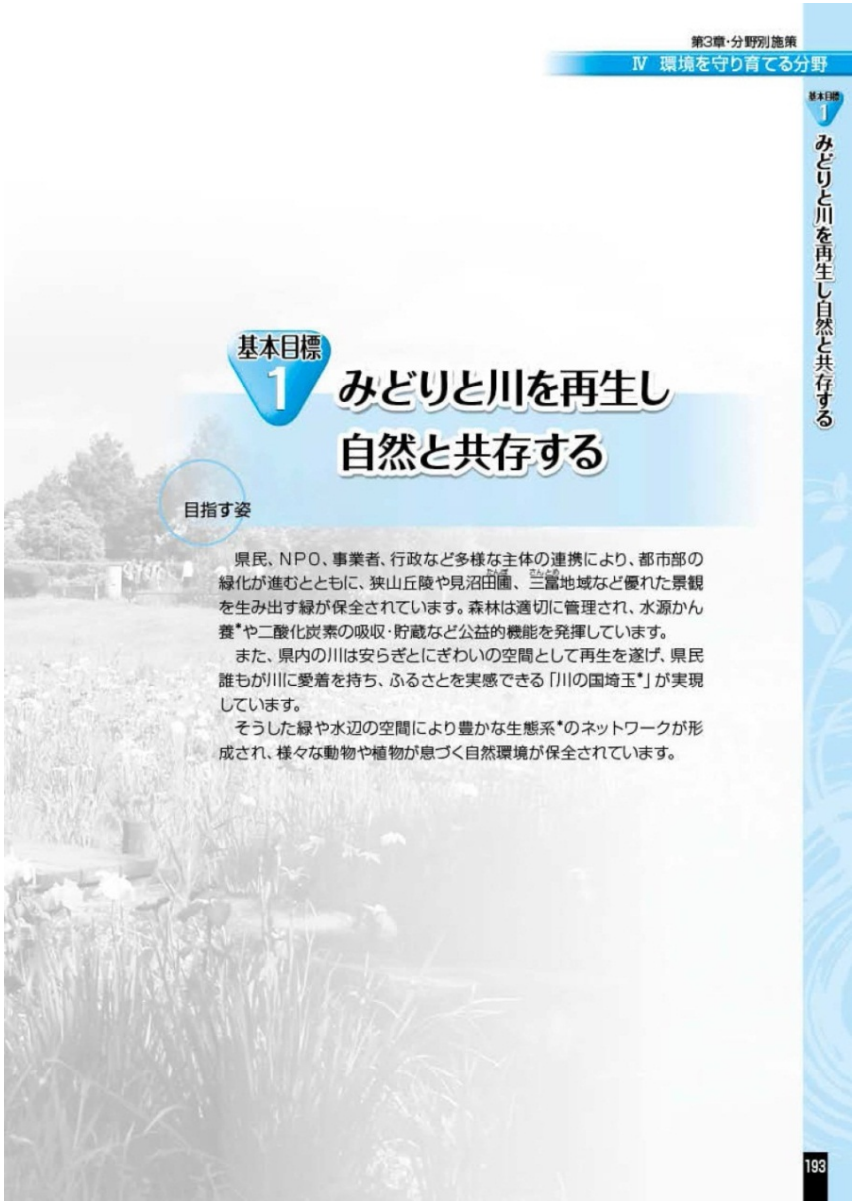

7．埼玉県総合計画（H23）

関連部分の抜粋

1 みどりの再生（身近な緑の保全・創出・活用）

担当部局・企画財政部　環境部　農林部　都市整備部　教育局

施策内容

本県は、首都圏に位置しながら狭山丘陵や見沼田圃、三富地域など潤いとゆとりのある緑豊かな空間に恵まれています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は減少傾向にあります。こうしたことから、都市部の緑を積極的に創出するとともに、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めます。また、緑の保全・創出を県民ムーブメントとして拡大していくために、県民、NPO、事業者などの自主的な活動を支援します。

主な取組

- 身近な緑が少ない地域における都市公園の整備
- 特別緑地保全地区*の指定や緑のトラスト保全地*の取得などによる身近な緑地の保全
- 見沼田圃における適切な土地利用の指導、緑地や農地の保全・活用
- 三富地域における緑地や農地の保全・活用
- 緑化計画届出制度*などによる建物の敷地内や屋上、壁面、駐車場の緑化の推進
- 県立学校における良好な緑の保全
- 1人1本植樹運動*の推進
- 緑の保全・創出に自主的に取り組む彩の国みどりのサポーターズクラブ*の拡大
- 彩の国みどりの基金*を活用したみどりの再生

県民によるみどりの再生活動の様子

施策指標

身近な緑の創出面積

現状値 ■ 576ha ▶ 目標値 ■ 1,060ha（累計）

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

彩の国みどりの基金を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。
身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

公共施設や民間施設の緑化の推進及び緑化計画届出制度の普及により、身近な緑を平成22年度末から約500ha創出することを目指して、この目標値を設定。

建物の敷地内や屋上などの緑化の事例

7．埼玉県総合計画（H23）

関連部分の抜粋

4 生物多様性保全の推進

担当部局・環境部　保健医療部　農林部　県土整備部　都市整備部

施策内容

私たちは暮らしの様々な場面で動物や植物の恩恵を受けています。その恩恵を今後も受け続けていくためには、多様な動植物がバランスを保ちながら共生する環境を守り、生物多様性*を保全していく必要があります。しかし、都市化の進展などにより、希少な野生動植物の多くが絶滅のおそれに瀕（ひん）しています。また、近年はニホンジカなど一部の野生動物の増加やアライグマなど外来生物*の野生化により、生態系*への悪影響も懸念されています。そのため、自然環境を保全するとともに、野生動植物の保護管理体制の充実や外来生物の防除などの対策を進めます。また、人と動物の共生に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養*を推進します。

主な取組

- 県民による生物多様性保全活動の推進
- 自然体験学習施設や自然公園などでの自然とふれあう機会の創出
- 希少野生動植物の保護の推進
- 大規模開発事業における生態系の保全
- 環境に配慮した公共事業の推進
- ニホンジカやイノシシなどの野生動物の適正な保護管理
- アライグマやオオクチバスなどの侵略的外来生物*の防除
- 動物の愛護と適正飼養の推進

生物多様性保全の推進に向けた取組

施策指標

希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数

現状値 ■ 38団体 → 目標値 ■ 200団体

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由
希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査*、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。
生物多様性に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠
生物多様性保全活動を県内全域で展開していくため、希少野生動植物種の保護などの活動に取り組む団体を平成28年度末までに平成22年度末の約5倍とすることを目指して、この目標値を設定。

収容動物の致死処分数

現状値 ■ 5,018頭・匹 → 目標値 ■ 1,000頭・匹未満

平成22年度 >>>>> 平成28年度

県議会による追加指標

生物多様性保全活動に取り組む団体